

枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画 改訂版の概要

平成27年3月
健康課保険医療係

本市の国民健康保険の現状と課題(P2～P13)

○ 被保険者の状況

被保険者数は減少傾向にあり、高齢者の割合が高くなってきている。

○ 医療費などの状況

1人当たり医療費は増加傾向にあり、今後も高い水準で推移することが予想される。医療費の内訳を見ると、入院、外来、調剤の占める割合が高く、疾病分類別では、「精神及び行動の障害」に次いで、「新生物」，「循環器系の疾患」といった生活習慣病が多くを占めている。

脳卒中死亡率（SMR）については、男性は県内ワースト1位で全国平均の約1.9倍、女性はワースト5位の約1.4倍となっている。

○ 財政運営の状況

平成25年度決算は、後期分と介護分の税率改定や、県広域化等支援基金貸付金償還分の一般会計からの繰入を実施したほか、単年度財源不足分を一般会計からの繰入で措置したことで、単年度収支の均衡は図られた。



平成24年度までに累積した2億6,514万円の赤字額の解消が重要な課題となっている。

○ 保険税収確保の取組状況

平成25年度の税率改定の結果、被保険者1人当たり国保税負担額は県内19市の中で2番目に高くなり、モデル世帯（夫婦2人と子ども2人、所得250万円、固定資産税4万円）の所得に対する国保税の負担割合は454,100円で、所得に対する国保税の負担割合は18.2%と大変高くなっている。

保険税収納率は、平成25年度の現年度分の徴収率が94.7%と8年ぶりに前年度に対して上昇した。

○ 医療費適正化対策等の状況

特定健診受診率は、平成24年度に40.9%と初めて県平均を上回り、平成25年度はさらに上昇し44.0%となった。しかし、最終目標値である60.0%にはまだ手が届かない状況である。

計画改訂の目的(P14)

多額の累積赤字を抱える深刻な国保財政の現状を踏まえ、市は保険者としての責務と、国民皆保険を堅持する観点から、本市の国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくために、平成25年3月に「枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画」を策定した。

○ 国の動き

社会保障改革プログラム法で示された国保制度改革の方向性

- ・ 公費のさらなる投入により国保財政基盤を強化すること
- ・ 都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を図ること

※平成30年度に国保運営が市町村から都道府県へ移管



※今回の改訂は、国保運営の県への移管を見据え、単年度収支の均衡だけでなく、累積赤字額の解消についても、計画的に実施するための方針を示すことが必要であると考え、その方策を示すことを目的として実施するもの。

※計画期間については、平成30年度に国保運営の県への移管が実施されることが示されたことから平成27年度から平成29年度までに改める。

財政健全化に向けた基本的視点 ■基本方針（P14）

当初計画(平成25年3月策定)の基本方針

『早期に国保財政の「単年度収支の均衡」を図り、安定的な財政基盤を確立する』

※単年度収支の改善を主眼とした方針



改訂後の基本方針

『国保財政の「単年度収支の均衡」を保ち安定的な財政基盤を確立しつつ、国保運営の県への移管を見据え、必要な財源を確保し、できるだけ早期に累積赤字額の解消を図る』

※単年度収支の均衡を保つことに加え、累積赤字額の解消を図ることを方針とする。

国保税の適正な賦課と収納率の向上

- 収納率向上については、引き続き取組を推進し、平成29年度までに現年度収納率の1.5%以上の向上を目指す。
- 税率改定については、本市の被保険者1人当たりの国保税負担額は県内19市中2番目に高く、モデル世帯の国保税負担額は、既に所得の18.2%を占めるまでに至っているなど、非常に大きな負担となっている（9～10ページ参照）。税率改定を行った場合、多くの被保険者世帯の生活の維持そのものに重大な支障を及ぼすおそれがあるため、現時点において更なる国保税の税率改定を行うことは極めて困難であると判断した。

医療費適正化の推進

- 引き続き、被保険者資格管理の適正化、レセプト点検と重複・頻回受診者訪問の充実、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた啓発に努める。

保健事業の推進

- 特定健診・特定保健指導の充実
早期に第2期計画の最終目標である60.0%の達成を目指す。
- 脳卒中（生活習慣病）対策事業の推進
- 健康づくり事業の推進

財政健全化に向けた取組事項の抜粋(その1)

＜国民健康保険税の収納率の向上＞（P16～P18）

※平成29年度現年度分の目標収納率を96.2%とし、その達成に向け今後積極的に取り組む事項

（1）滞納整理の強化及び滞納額の縮減

- ・ 搜索の実施やタイヤロックの積極的活用などによる悪質滞納者への滞納処分強化
- ・ 市単独あるいは近隣市との合同による公売会の実施
- ・ 搜索などの滞納処分に関する取組状況を広くPRすることにより、滞納を未然に防止・縮減するための取組を強化

（2）納税環境の整備

- ・ 週休日における窓口収納業務を毎月の実施として定型化

（3）口座振替の推進

- ・ 口座振替の原則化の検討

＜医療費適正化の推進＞（P18～P20）

（1）レセプト点検の充実

- ・ 鹿児島県国民健康保険団体連合会や福祉課との連携の強化を図り積極的に取り組む。

（2）重複・頻回受診者への訪問指導の充実

- ・ 鹿児島県国民健康保険団体連合会との連携強化を図りながら、積極的に取り組む。

（3）後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進の取組の強化

- ・ 本市の後発医薬品の数量ベースの割合は平成26年12月現在で61.7%と、国の目標値である60%は達成している。
- ・ 今後も、積極的に使用促進に向けた啓発を図る。

財政健全化に向けた取組事項の抜粋(その2)

<保健事業の推進> (P20~P25)

(1) 特定健診, 特定保健指導の充実

平成25年度の特定健診受診率は44.0%と前年度よりも上昇している。一方, 特定保健指導の実施率は30.3%と県平均(36.4%)を下回っている。今後は, 早期に第2期計画の最終目標である60.0%の達成を目指す。

※新たな取組 自治公民館表彰制度の開始, 未受診者アンケートの実施

(2) 脳卒中(生活習慣病)対策事業の推進

事業最終年度に当たる平成27年度に, これまで実施した取組の評価・総括を行い, その成果を平成28年度以降の, 脳卒中を始めとした生活習慣病対策に活かし, KDBシステムを活用した保健指導の充実など効果的な事業を展開していく。なお, 市民の健康づくりプロジェクト事業により開始したダイエットコンテストについては, これまでの結果を検証しながら, より効果的な事業を実施するよう計画していく。

(3) その他の健康づくり事業の推進

引き続き, 保健, 医療, 福祉の連携と, 更には保健体育, 生涯学習, 学校教育等の連携を強化することで, 総合的な健康づくりに取り組む。

※新たな取組など

食育の推進

「枕崎市食育・地産地消推進計画」の目標達成に向けた取組を検討する。生活習慣病予防等に効果のあるお茶の消費拡大に向けた取組を検討する。

健康教室・健康講座の開催

公民館講座(成人講座)の開催箇所増加を目指して関係団体との調整を行う。

児童生徒の健康づくりの推進

児童生徒が将来の健康維持向上に取り組めるための施策や, フッ化物洗口の取組を検討する。

市職員の健康づくり実践

職員健診に基づく保健指導や, 市役所庁内で健康体操などを実施し, 取組内容を広く市民に伝える。

国保会計収支改善方針(P26～P27)

市民が将来にわたり安心して医療が受けることができる環境を整えるため、保険税収を始めとした財源の確保や、保健事業、健康づくり事業の推進など総合的な取組を着実に進めながら医療費の適正化に取り組み、国保会計の収支均衡を保ちます。その上で、平成30年度の国保運営の県への移管を見据え、2億6,514万円の累積赤字額の早期解消を図ります。

以上の方針を達成するため、まずは、次のとおり取り組みます。

- (1) 医療費適正化等の取組により、平成27年度から平成29年度の間に、保険給付費の約1億800万円の縮減を図ります。
- (2) 収納率向上の取組により、平成27年度から平成29年度の間に、国民健康保険税の約2,800万円の増収を図ります。
- (3) 県広域化等支援基金貸付金の償還財源のうち、平成27年度の8,333万円については、当初計画に引き続き、一般会計からの繰入金で措置します。

※上記（１）から（３）までの措置を講じても生じる見込みの単年度財源不足額と、累積赤字額については、「６ 財源不足額の解消について」（３２ページ）により解消を図る。

中期財政見通し(P28～P31)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	計
歳入	3,904	4,372	4,205	4,326	
歳出	3,947	4,411	4,332	4,406	
単年度収支	△ 43	△ 39	△ 127	△ 80	△ 289

《主な項目の推計方法》

(歳 入)

・国民健康保険税

被保険者の所得は平成26年度における1人当たりの所得を基本とし、収納率については、差押等の滞納処分の強化に取り組むことにより、計画最終年度の平成29年度の現年課税分収納率を96.2%、滞納繰越分収納率を26.0%と見込んだ。これを基本として、平成26年度以前の実績を基に、被保険者数の推移を考慮しながら推計した。

・療養給付費等負担金、国県普通調整交付金

療養給付費等や、後期高齢者支援金、介護納付金の見込額などを基に推計した。

・前期高齢者交付金

前期高齢者数の見込みと、前期高齢者に係る医療給付費額の見込みなどを基に、前々年度精算を含めて推計した。

・一般会計繰入金

保険者支援分については、平成27年度から実施される支援拡充の影響を加味したほか、当初計画に引き続いて、県広域化等支援基金貸付金の平成27年度償還財源は一般会計からの繰入金で措置するものとした。

(歳 出)

・保険給付費

本市の住民基本台帳や、国民健康保険被保険者の年齢構成状況等を基に推計した被保険者数を基に、平成23年度から平成26年度保険給付費実績（見込み）により算出された、1人当たり保険給付費の伸び率等を勘案して推計した。また、本計画に基づく医療費適正化対策及び保健事業の推進に取り組み、3年間で1億800万円の効果額を目指すものとした。

・後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金

社会保険診療報酬支払基金の算定システムにより平成27年度算定見込み数値が示されていることから、平成26年度以前の実績を踏まえて推計した。

※共同事業拠出金、交付金については国保連合会の示した数値を基に推計した。（保険財政共同安定化事業については平成27年度から実施される事業拡大の影響を加味した。）

財源不足額の解消について(P32)

単年度収支不足見込額の解消について

平成27年度以降の不足見込額についても、単年度収支の均衡を保つため、一般会計からの繰入で措置

累積赤字額の解消について

国民健康保険は、被保険者が納める保険税と公的財源により運営すべきであることから、財源不足額を解消するためには、一般会計からの繰入金に依存することなく、保険給付費等の伸びに見合った保険税を賦課することが原則であるが、現時点で更なる保険税率改定が著しく困難であり、平成25年度末時点で2億6,514万円に達している累積赤字額を国保特別会計単独で解消できる状況にないため、その解消については、一般会計からの繰入も行わざるを得ない。

※ 最終的な解消年度については、国保運営の県への移管を見据え、平成29年度を目途とするが、一般会計の財政状況や、今後明らかとなる医療保険制度改革に伴う市町村国保に係る債権・債務承継の仕組みなどを勘案し決定する。